

ドローン等の飛行禁止エリアが

1,000mに 拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を
飛行させる場合には警察への
事前通報等が必要です



違反行為には罰則があります

小型無人機等飛行禁止法の改正により規制が強化されます

飛行禁止 エリアの拡大

重要施設の敷地等の周囲「おおむね
300m」であった飛行禁止エリアが
「おおむね**1,000m**」に拡大

罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する
従前の罰則に加え、「敷地等」以外の飛行
禁止エリアの上空飛行に対する罰則が創設

「敷地等」の上空飛行

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

創設

「敷地等」以外の

飛行禁止エリアの上空飛行

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

詳細は警察庁の
ウェブサイトへ



重要施設とは

1 国の重要な施設等

(国会議事堂、首相官邸、
最高裁判所、皇居 など)



2 外国公館等



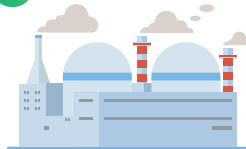
3 防衛関係施設



4 空港



5 原子力事業所



※①及び②には、国内要人が出席
する行事会場等や外国要人が参
加する国際会議の準備・運営の
ために使用される会議場施設等
の一時的に指定される施設が含
まれます。

飛行禁止の例外

1 重要施設の管理者又はその 同意を得た者による飛行禁止 エリアの上空飛行

(例) 測量やインフラ点検、取材・報道のための
空撮等

2 土地の所有者・占有者又は その同意を得た者による当該 土地の上空飛行

(例) 所有・占有する農地における農業散布や、
自宅の庭におけるドローンの操作練習等

3 国又は地方公共団体の業務 を実施するために行う飛行禁 止エリアの上空飛行

(例) 災害対応業務等

事前通報手続の
詳細



規制の対象となるドローン等とは

小型無人機

(重量100g未満の機体を含む)

- ドローン
- ラジコン機
- 農業散布用ヘリコプター
など



特定航空用機器

- 気球
- パラグライダー
- ハンググライダー
- 噴射浮揚機器
など



上記①～③の飛行禁止の
例外に当たる場合でも、警
察等への事前通報(原則と
して飛行開始の48時間前)
が必要です。

「航空法」による無人航空機
(重量100g以上の機体)に関
する規制もご確認ください。

国土
交通省

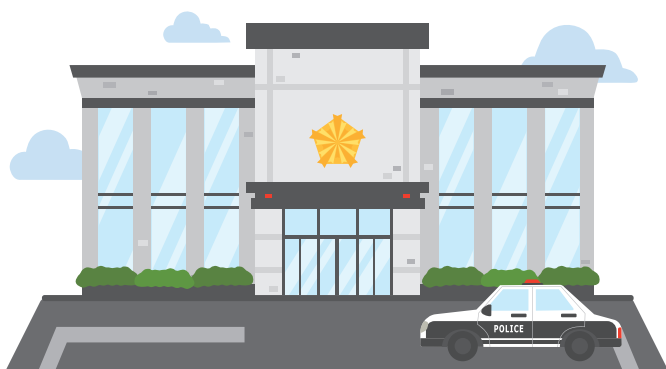


飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合^{*}には、**都道府県公安委員会(警察)等への事前通報**が小型無人機等飛行禁止法により義務付けられています

※飛行禁止の例外①～③のいずれかに当たる場合

事前通報は、原則として飛行開始の48時間前までに
(災害その他緊急やむを得ない場合には、飛行開始の直前までに)行う必要があります。

全ての飛行禁止エリア



都道府県公安委員会 **警察**

飛行禁止エリアを管轄する警察署を通じて都道府県公安委員会に通報する必要があります。警察署の窓口のほか、**e-Gov電子申請サービス**からオンラインで通報することができます。

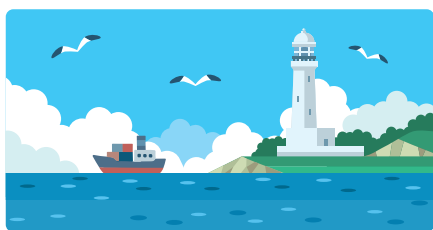
e-Gov電子
申請サービス



都道府県公安委員会(警察)への事前通報に加えて、次の飛行禁止エリアで飛行させる場合には、

関係機関への事前通報も必要になります

海域を含む 飛行禁止エリア

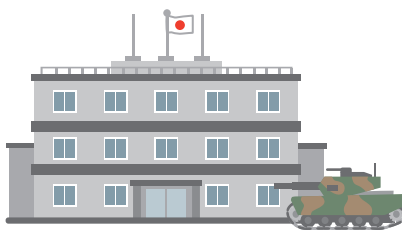


当該海域を管轄する
管区海上保安本部長への
事前通報が必要です。

海上保安庁



防衛関係施設周辺の 飛行禁止エリア



当該防衛関係施設の
施設管理者への
事前通報が必要です。

防衛省



空港周辺の 飛行禁止エリア



当該空港の
施設管理者への
事前通報が必要です。

国土交通省



対象施設管理者等からの同意取得手続

飛行禁止の例外①又は②に当たる場合のうち、重要施設の管理者又は土地の所有者・占有者の同意を得て行うものについては、警察等への事前通報の際、その同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。同意取得手続については、各施設の管理者等へお問い合わせください。

飯塚署管内におけるドローンの飛行禁止エリア

陸上自衛隊飯塚駐屯地地周辺地域
(福岡県飯塚市津島282番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域
(1000mエリア)

上記飛行エリアでのドローン飛行
に関する問い合わせ

飯塚署警備課 0948-21-0110